

第123回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年6月29日（金）13:30～15:45

2 場 所 都道府県会館 1階 101会議室

3 出席者

【委 員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一

【幹事等】

内閣官房内閣審議官（内閣人事局）、人事院事務総局総括審議官、内閣府大臣官房総括審議官、宮内庁長官官房審議官、公正取引委員会事務総局官房総務課長、警察庁情報通信局長、個人情報保護委員会事務局政策立案参事官、金融庁総務企画局審議官、消費者庁政策立案総括審議官、復興庁参事官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、法務省大臣官房司法法制部長、外務省大臣官房参事官、財務省大臣官房総括審議官、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、環境省大臣官房政策立案総括審議官、原子力規制委員会原子力規制庁次長、防衛省大臣官房審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、総務省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

野田総務大臣、奥野総務副大臣、山田総務大臣政務官、
若生総務審議官、横山大臣官房審議官
統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、上田次長
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官

4 議 事

- (1) 平成29年度統計法施行状況について
- (2) 統計幹事に期待する役割及び統計行政推進会議の設置について
- (3) 統計委員会運営規則の改正について
- (4) 平成31年度予算・人材等の資源配分方針策定にかかる建議について
- (5) 部会の審議状況について

(6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 123 回統計委員会を開催いたします。本日は、清原委員、野呂委員、宮川委員が御欠席です。

本日は、野田聖子総務大臣、山田修路総務大臣政務官、若生総務審議官に御出席いただいております。また、奥野信亮総務副大臣におかれましては、後ほど途中から御出席いただけたと聞いております。

改正統計法施行により、機能強化された後の初回の委員会ですので、開催に当たりまして、野田総務大臣から一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○野田総務大臣 皆様こんにちは。総務大臣の野田聖子でございます。今回は統計法が改正され、各省の幹事の方々が参加する初回の委員会となります。委員会を所管する大臣として挨拶を申し上げたいと思います。

去る 5 月 25 日に統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案が成立し、公布日の 6 月 1 日から統計委員会の機能強化に係る規定が施行されました。まずはこのことについて、日ごろから精力的に御審議いただいている委員の皆様方に、そして新たに任命された幹事の皆様に、私から感謝の意を込めて報告させていただきます。

改正法案に関する国会の審議では、少子化、人口減少が加速化する中で、現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を講じていく必要があります高まっていること。このため、ニーズをしっかりと把握し、社会経済の実情を正確に、そして空白地帯を作らないように把握することが必要であり、府省の枠を超えて統計を体系的に整備する必要があること。そして、その推進役を担う統計委員会について、諮問を受けることなく、広く意見を述べられるようにすることや、幹事を設置して統計委員会と各府省との連携を行わせることが必要であることなどをしっかりと説明し、御理解を得られたものと考えています。

また、国会における議論を通じて、行政におけるデータの不適切な取扱いが大きな問題に直結することは、多くを語らずとも実感しておられると思います。

個々の公的統計を適切に作成する役割を各府省が果たすこと。そして、その総括責任者は、この場にいる各府省の幹事の皆様であることの自覚を持って役割を果たしていただくことを、統計制度を所管する総務大臣として、強くお願ひいたします。

今後ますます重要となる統計行政の司令塔として、機能強化されました統計委員会には高い期待が寄せられています。委員の皆様、そして各府省の幹事の皆様には、こうした期待に応えるためにも、委員、幹事が一丸となって、更に充実した審議を行っていただき、政府一体となって統計行政を力強く牽引いただくことをお願い申し上げまして、私からの挨拶と代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 ありがとうございました。

次に、山田総務大臣政務官から一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○山田総務大臣政務官 皆様、こんにちは。御紹介をいただきました、総務大臣政務官の山田修路と申します。今ほど野田大臣から統計法の改正についてお話をありました。そして、その中でもありましたけれども、この統計委員会の役割、重要性はますます大きくなっています。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

その中で特に、まず今度の法律改正では調査票情報の利用について規定がなされます。これは御存じのように、学術研究等の分野で一層利用を拡大していくことでございますが、その範囲については総務省令で定めることとなっております。そして、その省令について、統計委員会で御審議をいただく、御意見をいただくということになります。まさに学術研究の発展、あるいは社会の発展のために極めて重要なことでもありますし、是非この統計委員会の皆様に御審議を賜りたいと思っております。

また、先ほど大臣からもお話がありましたけれども、統計委員会が自ら建議をする。今日も建議について、リソースの配分などについて御議論いただくことになっておりますけれども、是非政府全体に向けての建議ということで、新しく建議の権限も付与されたということでございますので、是非この権限を大いに活用していただきたい。是非適切なアドバイスをお願いしたいと思っております。

そして3番目に、こちらも大臣からお話がありましたけれども、各府省ごとに幹事が置かれる。こちらは統計委員会を補佐していただいて、あるいは各省との連携ということでございます。幹事の皆様にも、是非御活躍をお願いしたいと思います。

そして、もう1点、国会で議論されました統計法の審議におきまして、公的統計の理念について様々な議論がございました。現在の統計法の3条でも、理念についての規定、適切かつ合理的な方法によることと、中立性、信頼性の確保ということが記載されておりますが、新たに3条の2を追加いたしまして、行政機関等におきましては、この基本理念に則って公的統計を作成するという義務が新たに規定をされたところです。今いろいろな行政の執行を巡って、統計の整理あるいは利用について、様々な議論がありますけれども、是非この基本的な理念、新たに追加された3条の2も踏まえて、各府省におかれでは、しっかりとこの理念に沿った対応がなされるよう、幹事の皆様には特にそのことを御願いし、また、統計委員会の委員の皆様にも、全ての公的統計について、そのような理念が達成されるような観点から、またいろいろな目配りをお願いしたい。このことをお願いしまして、御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひをいたします。ありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございました。それでは、私からも一言、挨拶させていただきます。今、いただきました御挨拶には、幾つか論点があったと思います。大臣からの御挨拶には非常に重要な点として、喫緊の課題がたくさんある中で、要するに空白地帯を作らずに、府省の枠を超えて統計を体系的に整備する必要ということが、大きく我々に求められているということだと思います。そして、特に統計幹事を入れた形で、統計委員会が本来の意味での司令塔という役割を果たせるということができましたので、今度は形ができたら、これに魂を入れるのが我々の責務ですから、そのような形で頑張っていきたいと思います。

そして幹事の方々にも、司令塔という役割について強い支持と、一緒にこれから作り出すという協働の気持ちを持っていただきたいと思います。

それから、山田政務官からは政府全体の建議ができるようになったことについての力強い御説明をいただきました。これは非常に重要な点で、ここで我々がいろいろなイニシアチブを取ることができるということと同時に、我々はそれに対しての責務を負う形になりますので、非常に重い、しかし重要な点であります。その基になるのが基本理念となるわけで、公的統計が適切かつ合理的な方法、かつ中立的及び信頼性を確保する形で作られなければいけないという、この点については、我々もこれを肝に銘じて、これから審議、建議を積極的に進めていきたいと思います。

これらの課題や期待に応えていくために、幹事を含めた新しい統計委員会としては、これを出発点としてしっかりと対応していかなければならないと決意を新たにしているところです。

また、各府省の統計幹事の皆様におかれましても、これから極めて重要な役割を果たしていくことになります。これは、どちらかというと各府省を代表すると同時に、ここで決まるいろいろな大きな国家的な課題を、各府省にきちんと浸透させる、そのような意味合いを持っていることですので、よろしくお願ひしたいと思います。

統計委員会・各府省が一体となって適切な公的統計の作成し、加えて統計委員会は公的統計を超えたいろいろな統計情報についても、責務を負うことになりますので、そういった、いわば「統計システム全体のインテグリティ」をこれから守ることについて、本日御出席いただいた野田総務大臣、山田総務大臣政務官をはじめ、この会場にいらっしゃる皆様方に、我々としてはお誓い申し上げるという形にして、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、次に議事に入ります。統計法の施行状況について、野田総務大臣から平成29年度統計法施行状況報告書の御提出をお願いします。

(野田総務大臣より西村統計委員会委員長に報告書の手交)

○西村委員長 野田総務大臣から御提出いただきました。ありがとうございました。

野田総務大臣、山田総務大臣政務官におかれましては、ほかの公務がございますので、御退席なさいます。野田総務大臣、山田総務大臣政務官、本日は御出席どうもありがとうございました。

○野田総務大臣 ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○西村委員長 それでは、次の議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。本日は、先ほど野田総務大臣から手交いただいた資料1の平成29年度統計法施行状況報告のほか、新設された統計幹事に関する案件が2件、委員会の建議に関する案件が1件、部会報告が3件あります。まず、「統計幹事に期待する役割及び統計行政推進会議の設置について」が資料2-1と資料2-2、「統計委員会運営規則の改正について」が資料3、「平成31年度予算・人材等の資源配分方針策定にかかる建議（案）について」が資料4、「中間年における経済構造統計の整備」が資料5-1、

「農林業センサスの変更」が資料5－2、「海面漁業生産統計調査の変更」が資料5－3、「当面の委員会運営について」が資料6－1、「QE及び年次推計の精度向上を目的とする一次統計のシームレス化推進」が資料6－2、「統計棚卸し（統計版BPR）の進め方について」が資料6－3、「官民の統計コストの3年2割削減について」が資料6－4です。

資料の確認は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。統計幹事に期待する役割について及び統計行政推進会議の設置についてです。統計法の改正によりまして、本日、統計幹事が任命されました。ここで私より、統計幹事に期待する役割について述べさせていただきます。資料2－1を御覧ください。

資料2－1に示しておりますように、統計幹事は、統計法及び公的統計基本計画に沿って、分散型統計機構の弊害を克服し、統計委員会と各府省の統計機構の一体性を確保するために、また業務統計を含め、自府省の全ての統計に係る総括責任者として役割を果たしていただくということを期待しています。

具体的には、まずは統計委員会の委員等の補佐であります。自府省の全ての統計に係る総括責任者として委員会に出席し、求めに応じて説明・質疑対応を行うなどの参画をお願いいたします。また、委員会の審議事項の企画立案の補佐、自府省の担当部局への必要な連絡・調整、指導や対応状況の確認についてもお願いいたします。要するに、統計委員会と自府省の間の一番重要なノード（接点）というか、地位になりますので、その点について的確な対応をお願いします。

次に、府省における全ての統計業務の統括です。基本計画の取組の推進・進捗管理をはじめ、統計人材の確保・育成、更には業務統計を含めた公的統計の品質確保に努めていただくことをお願いします。

最後に、政策部局がEBPMを実践する上で必要とするデータの整備・分析の支援など、政策立案総括審議官等との連携も密にしていただくことをお願いします。この点も非常に重要な点ですので、よろしくお願いします。

その他、より細かいことは、資料2－1に記載しておりますので、熟読していただきたいと思います。

では、政府全体の統計を取りまとめる総括統計幹事として、三宅政策統括官、御発言をお願いいたします。

○三宅総務省政策統括官（統計基準担当） 総務省政策統括官統計基準担当の三宅でございます。各省23名の統計幹事を総括する総括統計幹事として挨拶申し上げます。

今般の統計法の改正によりまして、統計委員会に各府省の統計機構を総括する統計幹事を置くこととされました。これは各府省の統計機構を統計委員会の下で系統化することを目的としており、統計改革最終取りまとめにおきまして求められていた各府省の統計機構の一体性の確保に対応するものです。

西村委員長が示されたとおり、統計幹事は統計委員会に参画し、審議事項の企画・立案を補佐する等、統計委員会の補佐機関としての役割を担うことはもちろん、自府省の業務

統計を含む公的統計の品質を確保する等、自府省の統計業務の総括を行うことも期待されております。ここにいる各省の統計幹事一人一人が、西村委員長が期待する役割を着実にこなし、適切な公的統計の作成について尽力してまいります。

また、統計改革の工程表でございます公的統計基本計画も着実に実施するとともに、公的統計の信頼性や統計行政の一体性を確保するために、我々統計幹事間の連携も必要かつ重要と考えております。このため、資料2-2にありますとおり、統計幹事が各府省の枠を超えて、公的統計基本計画に掲げられた施策を推進することに加え、統計改革の進展に伴い発生し、また新たに顕在化する公的統計に係る課題を解決し、各府省の統計改革の取組状況等を共有するために、統計行政推進会議の設置をいたします。この会議は、統計幹事が一体となり、統計行政の発達・改善を推進していくものです。この会議を通じまして、委員を補佐する統計幹事間の連携を強め、統計改革を着実に推進してまいる所存です。

以上です。

○西村委員長 三宅政策統括官から総括統計幹事としてしっかりとその役割を果たしていくことについて、その決意の表明をしていただきました。各府省の統計幹事の皆様におかれましては、適切な公的統計の作成について御尽力いただけますよう、改めて私から要請いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただ今、奥野信亮総務副大臣がお見えになりました。奥野総務副大臣に御挨拶をいただきたいと思います。

○奥野総務副大臣 皆様、こんにちは。今日は私どもの大臣、政務官、副大臣と、次々と御挨拶をさせていただくこと、邪魔だろうと思いますが、是非聞いていただきたいと思います。先ほどまで厚生労働委員会に出席しており、遅れまして申し訳ありません。記念すべき初めての新しい形の統計委員会に当たりまして、私からも一言挨拶をさせていただきます。

実は、いつも私は言うのですが、この間も、統計法改正の法案審議の際、総務委員会で言いましたが、私は統計のプロなのだと。何故かというと、大学のときに数理統計学とかオペレーションズリサーチとか、そのような科を選択しまして、いろいろと詳しい存在になっておりまして、今、統計局は私に細かく言われるものだから困っているのではないかと思います。皆様御承知のとおり、統計は社会全体の情報基盤として、国民の皆様の意思決定を支える重要な役割を担うものです。そのため公的機関は、老若男女問わず幅広く国民に質の高い統計を提供して、正しく理解し、活用していただくことが大事なことだらうと思います。

そして同時に、これを支える質の高い人材の確保が重要になっております。実は、これらのこととは私が国会の法案審議の場でも強く訴えてきたことで、一般に統計は専門的で難しいといったイメージがあることも事実です。そうではなくて、委員の皆様方には、そのような意味で統計に関する間違った感覚を是非打破していただきたいと思いますし、今回の法改正で、諮問を受けることなく広く意見を述べる建議機能などを委員会に新たに追加したわけですけれども、その機能を十分に發揮していただいて、どのようにすれば質の高

い統計を分かりやすく国民に伝え、そして正しく理解して活用していただけるのか、是非御提案をいただきたいと思います。

国際的に見れば、我が国の統計作成は少数精銳で担われております。統計幹事の皆様方には、役所を代表して来ていただいているわけですけれども、人材の確保・育成について、4月に策定された方針に従って戦略的・重点的に進めていただきたいと思います。

また、それに限らず、総務省の総括統計幹事を筆頭に、各府省の統計幹事が一体となって統計改革に取り組み、その成果として、我が国の公的統計が世界のトップランナーとして存在できるように御尽力いただけますように心からお願ひを申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○西村委員長 どうもありがとうございました。今の奥野副大臣のお言葉について、本当に一言だけ申し上げます。事実を知るということは非常に重要なのですが、同時に、これからどのようなことが起こっていくかについて、ある程度の予測が分かるような「事実の集積」が必要だ、ということがあるわけです。

そのようなことから考えますと、統計というのはよくノウン・ノウンズといって、「既にあることが分かっていて、既にある」というもののほかに、アンノウン・ノウンズといって「あることは分かっているが、まだ見えていない」、アンノウン・アンノウンズといって「全く起こるかどうか分からぬ」というものがあります。この3つのうち、今までの統計というのは最初の1つだけだったのですが、それを2つ目、3つ目にどのように広げていくかということが、我々に課された使命だと思っています。

だからこそ建議といふいわば前向きの、バックミラーを見て運転するのではなくて、先を見るということが重要ではないかということを、今の奥野副大臣の御挨拶を聞いて、痛感いたしました。

我々もそのような方向に持っていきます。そのつもりで行きます。実は、各府省の統計も、本来はどちらかというと先を見据えるためにいろいろなことを始めたと思うのですが、だんだん後ろ向きになってしまっていることもあります。そのような意味で、先を見据えて、これからいろいろなことをしていくという基本的な態度を、我々としては共通理解として心にとめていかなければいけないのだ、ということが、私の2番目の挨拶、かつ感想です。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会運営規則改正案です。事務局から御説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、資料3を御覧ください。今回の統計法改正において、統計委員会の委員等の補佐等のために統計幹事が新設されました。このため、統計委員会運営規則においても、委員以外の者の出席について規定されている第3条を改正し、「委員長は、幹事を委員会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる」との規定を追加しております。

○西村委員長 それでは今の点につきまして、全体でもよろしいですが、何かありましたら御発言をお願いいたします。

それでは、統計委員会運営規則についてお諮りいたします。案のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、案のとおり決定いたします。

それでは、次の議事に移ります。「平成31年度予算・人材等の資源配分方針策定にかかる建議（案）」についてです。昨年5月の統計改革推進会議最終取りまとめでは、「統計委員会は毎年各府省間の予算、人材等の資源の配分方針の審議を行う」とされて、今年3月の「公的統計の整備に関する基本計画」でも、「統計リソースの確保を支援するため、統計委員会を中心に統計リソースを重点化すべき分野を定める」とされております。

今回の統計法の改正により、統計委員会は諮問を受けずに自ら建議することができるようになりましたので、委員会としては自ら予算、人材等の資源の配分方針を建議したいと考えております。

予算・人材の資源配分方針案の内容につきましては、本日、お手元の資料4に私の素案をお示ししておりますが、まず始めに建議に当たっての基本的な考え方を示した上で、公的統計の整備についてと、地方公共団体への委託事業等について重点分野を掲げております。

それから最後の部分で、本建議が統計リソースの確保に着実に反映されるようにするための周知とフォローアップについて記載しております。

それでは、委員の皆様方から御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 この件ですけれども、昨年基本計画を議論する上で、統計リソースの重点的な配分に関して、かなり時間をかけて審議しました。その中で出てきた重要な問題について、今回建議をしていただくということで、これは是非進めていただきたいと思いますし、これから統計の精度向上のためには、どうしても人材の確保が必要ですので、ここで強く要求をしていただければと思います。

よろしくお願ひします。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 このたびの建議につきましては、大変よいことであると思います。心から賛同申し上げたいと思います。先ほど来、大臣、副大臣、それから大臣政務官からもいろいろ激励のお言葉、それから期待のお言葉をいただいておりますが、それに沿った形で、我々としても、この時期にどのような方向を目指していきたいか、また何に重点があるかを整理していくのは大変大事であると思います。

その上で申し上げたいのは、先ほど北村委員も、また副大臣もおっしゃいましたが、人材の育成は大変大事なことだと思います。リソースを確保すること、配分することだけではなくて、是非そのような人たちを有効に、体系的にローテーションしていただくとか、そういった確保の上で、うまく活用するということも非常に大事かと思います。特に統計の仕事は、いろいろな面での接続性、関連性が強いと思いますので、一つだ

けの仕事でおしまいになるというのではないので、是非そのような連携性、体系性を通じまして、まさに副大臣に負けないようなプロの層の厚い統計組織を築いていっていただく、これが第一歩になればと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかに。では白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 ありがとうございます。一委員として、今日は改めまして、とても気の引き締まる思いです。特に日本における統計行政というのは、残念ながら、それほど進んでこなかったという事実がございます。今、副大臣から少数精鋭というお言葉もありましたけれども、規模として、これだけで大丈夫かという状況の中、一人一人の御努力の中で、ここまで來たのですけれども、必ず出てくる少子高齢化という枕詞は、1つの結果であり現象だと思います。その結果であり現象について、分からることはたくさんございまして、最も高齢化した社会である我が国が、この分からることをいかに現実の統計データで確認・検討して、将来に向かって政策を考えることが、かなり重責であるとともに、日本だけではなくグローバルなレベルでも注目度は非常に高いと考えています。

ですから、その意味も含めまして、まず統計リソース、人員の育成というのは最低限なのですけれども、できるだけ統計が内向きではなくて、外に開かれた形で、積極的な形を取り組んでいけるような人材の育成に少しでも寄与できると大変よろしいと思いますし、ここまで引っ張っていただいた委員長のリーダーシップについては、改めて御礼申し上げたいと思います。

強く支援します。

○西村委員長 激励いただき、どうもありがとうございます。私もこちらを作っていました、実際上作る時間は短かったというのは、どうしても避けられない。当たり前ですけれど、法案が通らない限りできないこともあるので、そういう意味で、ここが出発点であって、これからこれをどのような形で肉付けしていくのかだと思うのです。特に肉付けのときには、太い幹を、どのような幹を育てていくかということを明確にしなければいけないということです。一つの幹というのは、その幹を支える人材ですから、人材の育成、それから先ほど外向きにという話がありましたが、これも非常に重要な点で、先ほど私は、なぜノウン・ノウンズ（既に分かっていることが起こることがあること）とアンノウン・アンノウンズ（全く起こることが分からない）の話をしたかというと、まさにそれで、我々が向かっていくのは実はアンノウン・アンノウンズなのです。かなりの部分はノウン・アンノウンズ（あることは分かっているが、まだ見えていない）ではありますけれども、アンノウン・アンノウンズのところが非常に強い。

こちらに対して、どのようにしていくかというときに、旧来型のやり方では多分できないだろうと。旧来型のやり方というのは、どこかにベストプラクティスがあつて、そのベストプラクティスをいかに効率的に使うかというやり方ですが、そのようなことは非常にできなくなってくる。

そのような中で、自分の新しいイニシアチブを作りながら、かつ中の調整も図りながら、かつ外に向かって、かつ成長していくような形で全体を運営していくのが統計委員会に課された仕事であり、幹事に課された仕事であると思います。

そのような中で、具体的なものをこれからやっていく、その第一歩がこの建議というもので、最初の建議として非常に重いものだと思います。

私自身としても完全 100%満足できるところまでは、まだ至りませんので、これを出発点にして、これから回を重ねるごとに、場合によっては途中ででも必要なものは加え、不必要的ものは削っていくような形で進めていきたいと思います。

本日の皆様方の御意見、それから私の決意表明を踏まえまして、「平成 31 年度予算・人材等の資源配分方針策定に係る建議（案）」について、私の方で改めて検討いたしまして、7月の統計委員会で案を提示し、建議を取りまとめたいと思います。適宜、メール等で御相談させていただくことがありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで5分間休憩としたいと思います。奥野総務副大臣におかれましては、他の公務がございますので、御退席なさるとお聞きしております。

また、休憩後の議事につきましては、部会の審議等について御報告いただきますので、関連のある統計幹事については、引き続き御出席をお願いいたします。

(休 憩)

○西村委員長 それでは、委員会を再開します。次の議事は、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会で審議されている諮問第 113 号「中間年における経済構造統計の整備に関する審議状況」について、西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告させていただきます。中間年における経済構造統計の整備に関する合同部会での審議状況です。資料 5－1 になります。御用意ください。

本日は、5月 31 日に開催されました第 4 回から、昨日開催された第 6 回まで、4回、5回、6回の3回分について報告させていただきます。第 6 回は昨日開かれたばかりですので、資料 5－1 には、まだ昨日の議論が反映されておりません。ですから第 6 回に関しては、私が口頭で補足するような形で報告させていただきます。

まず今回の諮問においては、中間年における経済構造統計の整備のために、複数の統計調査が審議対象となっており、このうち経済センサス基礎調査については、第 3 回までで審議を終えており、既にこの委員会でも報告しております。ですから今日の私の審議状況の報告に関しましては、資料 5－1 の II の経済構造実態調査以降について報告させていただきます。

今申し上げました経済構造実態調査は、今度新しく始められる調査で、製造業だけではなく第 3 次産業、商業統計やサービス産業、いわゆる特サビと呼ばれている調査を統合した、サービス業全般を捕捉する非常に大きな調査を、基準年以外毎年やるという新しい調査です。今回の合同部会の目玉と言ってもいい調査になっております。

そのことに関しましては、資料 5－1 の 1 ページ目の下半分の右側、審議の状況①から③まで、この新しい経済構造実態調査の特徴、セールスポイントが箇条書きで記載しいてあります。まず①を御覧いただきますと、GDP の 9 割方を占めるような経済実態を毎年把握する調査になっていること。中間年における国民経済計算 SNA の精度向上に大きな役割を果たすという期待がされること。毎年実施ということから、相当の負担を報告者にお願いするわけですけれども、できる限り負担軽減が図られていることから、部会としては、これは今後の経済統計の新機軸になる画期的な取組であると判断しております。

また、今回一次統計における報告負担に配慮しながら、加工統計とりわけ SUTとの連携を実現した事例としても高く評価しております。

部会においては、将来的な課題について 2 点指摘しております。3 ページ目に、今後の課題があるのであっても、御覧いただけますか。まず 1 点目、今少し触れました SUT についてです。SUT も現在進行形で、話が進んでいる最中です。SUT は本来的には基準年に行われる経済センサスと親和性が高く設計されるように、多分進んでいくと思いますけれども、経済構造実態調査も、こちらに平仄を合わせる形で進んでいかなければいけない。ですから SUT の体系が未確定な部分もあることから、連携を図りながら今後隨時、経済構造実態調査も見直していくかなければいけない、というのが今後の課題で記載しようとしている事項の 1 つです。

もう 1 つは、これは部会で指摘があった点ですけれども、今度特定サービス産業実態調査が、経済構造実態調査の中に乙調査という形で取り入れられます。ですけれども、経済構造実態調査といわゆる特定サービス産業実態調査は、出発点の発想がかなり違っているところもあります。すなわち経済構造実態調査に関しては産業横断的に、なるべく統一的に、あるいは汎用性を高く調査することを出発点としているわけですけれども、それに対して特定サービス産業実態調査は、サービス業の業種ごとに合わせて調査票が設計されています。ですから、特定サービス産業実態調査の方を経済構造実態調査の方に乙調査として取り入れるときに、例えば、この項目は経済構造実態調査として調査はできないけれども、これまで取ってきた特サービ実態の調査項目としては、是非必要だから、もっと別の形で取るべきなのではないか、そのような整理が今後の宿題としては残るだろうと予想されるので、今後の課題の 2 点目として記載する予定であります。

以上が資料に記載している経済構造実態調査に関する審議の結果なのですけれども、昨日の部会で電子商取引について議論がございましたので、紹介したいと思います。

もともとの提案では、電子商取引について、取引先に応じて「B to B」なのか「B to C」なのかきちんと分かれるように、調査票に割合で記載してくださいという設計になっていました。しかし、審議協力者のお二人の方から、相手先を特定化した上で回答者の側で集計し直さなければならないとなると、かなり負担が大きいという懸念の声が示されました。

これらを踏まえ、昨日更に電子商取引について議論しました。そこでは電子商取引の市場規模を把握すること自体は非常に重要である。しかしながら、提案された形で調査するのは、回答者にとって負担が大き過ぎる。そこに関しては記入可能性を考慮した上で、簡

易な項目設定となるように検討するという方向で修正意見を出すということになっております。

続いて、資料5－1 2ページ目のⅢ、工業統計調査についてです。この工業統計調査に関しましては、第5回部会の後半で変更について審議いたしました。どのような変更なのかですけれども、まずは調査の目的です。これは目的というと大きく聞こえるかもしれませんけれども、内容的には形式的なもので、すなわち工業統計調査というものが経済構造統計を作成するための調査の1つに位置付けられる。そうすると、今まで工業統計を作成するための調査と位置付けられていたものが、経済構造統計を作成するために調査という形に目的が変更されますので、目的の変更というのが「調査目的の変更」に当たります。

もう1つが、調査実施者の変更ですけれども、今まで工業統計調査は経済産業省が実施してきたのですけれども、経済構造統計に工業統計調査が組み込まれることを機会として、総務省と経済産業省の共管調査と変えるというところが、調査実施者の変更に当たります。

なお、両調査同時一体的に実施されるのですけれども、具体的には単独事業所であるのか、複数事業所であるのかによって調査票を配り分けるとともに、単独事業所、企業の情報については、工業統計調査によって把握して、経済構造実態調査の集計の際に、データ移送することが予定されております。

ただし、こちらの工業統計調査に関しましても幾つか課題がございます。今回の部会そのものとは、また少し違う面もあったのですけれども、1つは、この間のこちらの統計委員会でも、西村委員長御自身から御指摘がありました2020年において地方公共団体の調査事務が輻輳する、国勢調査と工業統計調査とが重なるということです。

部会の審議協力者に東京都の担当部署の方に来ていただいたのですけれども、東京都は調査の輻輳があるだけではなくて、都知事選があって、オリンピックもあるということで、配慮いただきたいという感じのコメントをいただいております。統計委員会としては、後ろの2つはサポートすることができませんので、何とか調査の輻輳だけでもサポートできる体制を整えたいということです。

少し横道にそれましたけれども、そのような調査の輻輳問題が2020年には発生します。

それから、母集団名簿で何を使うかですけれども、今まで工業統計調査は工業統計調査独自の名簿を使っていました。製造業について、基準年の経済センサス活動調査で、工業統計調査に関しましても独自名簿ではなくて、公的統計全体の流れである事業所母集団データベースを使っていく方向で検討をしていってはどうか、という指摘をしております。

今度はIVになりますけれども、商業統計調査、特定サービス産業実態調査についてです。まず、先ほど特サビは乙調査という形で経済構造実態調査の中に組み込まれる話をしましたけれども、同じようなことが商業統計調査もいえます。昨日この点について審議をいたしまして、いわばこれを前提にして経済構造実態調査の話し合いをしていったわけですけれども、この2つの調査が形式上は廃止されて、経済構造実態調査の中に統合されることについて議論していただいて、特段の異議は示されませんでした。

以上が調査についての報告です。1枚めくっていただくと、5ページ目のところに答申の構成の案が示されております。通常は諮問があって、その諮問というのが統計調査の変

更に係ることが多いので、一つ一つの変更案について部会で審議し、反映させた答申になつております。今回は、そもそも諮問自体が2段階にわたつて統計の変更と、統計調査の変更という2段階にわたつて行われたことと、それから複数の統計調査に議論が及んでいることから、通常の答申とは大分違つた形の答申を作る形になると思います。まだ昨日話し合つたばかりで、そこでも骨子を話し合うにとどまつて、今後メール審議等で最終的な答申を作るという格好になるのですけれども、まずは骨組みについては御同意いただいているので、その骨組みについて報告をさせていただきます。

まずは構成なのですけれども、5ページを御覧いただきますと、I～IVとなっておりまして、Iの審議の総括というのが、いわゆるエグゼクティブサマリー、審議の全体をまとめるような項目になつております。

2番目のところが基幹統計、上位概念としての統計。今回、例えば商業統計が廃止されて、経済構造統計の中に組み込まれる形になるわけですけれど、統計の部分での再編が、IIに記載してあります。

IIIは、統合再編された基幹統計、とりわけ経済構造統計を「どのように作つていくのか」という調査の部分の審議の状況が記載されていることになります。そこも複数の調査が話し合われるということで、通常の答申とは大分違つておりますし、最初に1 統合・再編等の全体像ということで、ここでもまたエグゼクティブサマリーのようなものがあつて、順次、経済センサス基礎調査について、どのような審議があつたか。3番目が経済構造実態調査の実施について、どのような審議があつたか。先ほど少し触れましたけれども、工業統計調査の変更について、どのような審議があつたか。最後に、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査について、それを中止するという順序で記載する予定であります。

通常は部会の審議というのは、諮問に關係するところは答申に記載して、諮問に關係ない部分は部会長メモという形で、独立して統計委員会に報告することが多いのですけれども、複数の調査が同時に審議されることから、通常の部会の審議の枠を超えた発言も、かなりたくさんいただいております。ですから通常は部会長メモに記載するようなことも、答申の中に含める形で、今回の場合には記載させていただこうと思っております。

あと、最後の今後の課題の部分で、昨日、今回の調査に限らず、少し考えた方がいいのではないかという点があつて、私も非常に重要なことだと思ったので、特に口頭になりますけれども、申し上げたいと思います。何かというと、統計法では上位概念としての何々統計というのがあつて、それを作るための手段として調査があるという位置付けになつてゐるのですけれども、例えば今回、経済構造統計というのは、基準年では経済センサスで作られるけれども、他の年では経済構造実態調査で作られることになる。国民に情報提供していくときに、どのように提供するのが一番分かりやすいだろうか。

統計法の整理としては、統計という上位概念があつて、それを作るための調査が手段としてあるというのは、整理として非常にきれいなものかもしれませんけれども、統計を使う側の立場に立つと、必ずしも分かりやすい格好になつていないのではないか、という意見が複数の委員から寄せられました。私もそう思います。

のこと自体は、もう 10 年ぐらい前になると思いますけれども、統計法が抜本的に改正されたときから、ずっと発生していた問題ですけれども、今まででは S N A とか鉱工業指數、加工統計を別にすると、何々統計というのと何々調査は大体 1 対 1 の関係にあることが多かったので、余り問題になつていなかつたように思います。

今回、経済構造統計に関しては間違いなく「調査統計でありながら複数の調査にまたがって作られる」という格好になるので、どのように示していくのかは、かなり大きな問題である。今回の経済構造統計に関してもそうだし、今後同じような状況にある統計が作られる場合、同様の問題が生じるであろう、と。ですので、一般的な問題と今回どうするのかという問題と、2つあるのですけれども、今回どうするのかという問題に関しては、調査実施者や事務局の方で、この統計が世の中に出る前までに意思決定というか、どのように提供していくのかを決めて、それで対応していただくことになっております。こちらも今後の課題にできるだけ含めたいと思っております。

以上が昨日までの部会で、どのような審議が行われたのかという報告です。今後どのような形で進めていくのかですけれども、対面式の部会は一応昨日で終了となります。全体で6回の審議となりました。今後は細部を詰めて、昨日話し合った答申案の骨子は箇条書きの形になっているにもかかわらず、たしか 12 ページぐらいあり、これに肉付けすると、どのようなことが起きるのか、戦々恐々としている面もあるのですけれども、メール審議、書面審議のような形で答申案を決着させて、最終的には 7 月 20 日の統計委員会で報告させていただく予定になっております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。基本計画に掲げられた大きな目標の下で、複数の案件について非常に精力的に審議していただき、大変お疲れ様でした。多分厚さはこのくらいになるのではないかという気がしますけれども、こちらを含めて、一応昨日第6回が行われ、事実上審議を終了し、答申の方向性についても合意を得られているとの御説明でしたけれども、特段の御意見がございましたら、お願ひいたします。

私から、特段の意見ということではないのですけれど、電子商取引とか、どうしたらいののかよく分からぬところがあるので、こちらだけテークノートしたいと思います。

あと、今の御報告にありました、今回の取組の意義・役割なのですけれど、これはまさに画期的なことだと思います。積極的に評価したいと思っております。今回の基幹統計や基幹統計調査の再編・統合は、経済統計の体系的整備の基盤・中核となる重要な取組であると思っておりますので、これも肝中の肝だと思っています。これまで改善が求められていた第3次産業を中心とする統計整備や、法人企業数のかい離といった事項の解決に向けて、複数の省が連携して対応するという点でも極めて画期的な取組だと思っております。

そのような状況を踏まえまして、答申の構成について、従来とは異なり、計画全体を俯瞰しつつ、将来的な課題や改善点を列挙するという構成としたり、調査横断的な事項も課題にされるという方向にも全く異存はありません。私の個人的な考え方からすると、答申案というのは大体このような形になっている方が、私としては分かりやすいという気がいたします。既に走っているものがありますし、そのようなものの中で、分かりやすさをど

のような形で付けていくか。それとグラニュラー（きめ細かい）なパティキュラリティ（固有性・特殊性）というか、本当に細かいところをどうするかという話とのバランスの問題をどうやっていくのかは、審議の仕方を含めて、これから少しづつ考えていかなければいけないのだろうと思います。

審議の中で、経済産業省・企業活動基本調査をはじめとする企業を対象とした統計との関係整理や、サービス分野のさらなる統計整備など、諮問の枠を超えて、基本計画に掲げられた経済構造統計を中心とする経済統計の整備実現に向けて、幅広い議論が行われたことについては、まさに機能強化された統計委員会を象徴するものと考えております。

私としては、統計の体系的な整備に向けて、今回の諮問対象となる調査実施者のみならず、関係府省が有機的に連携して検討すべき課題であると考えます。今回の部会においては、非常に幅広く極めて典型的な議論がなされたのだとは思います。

今後、このような議論というのはどうしても出てくるのだと思うのです。日本の経済というのは、（少子高齢化の流れで）ある程度縮小せざるを得ない中では、産業の取り方とかも次第に考え方を変えていかなければいけませんから、従来の府省の範囲を超えた形の検討というのは、どうしても必要になってくると思います。今後このような形の審議や、そして答申がなされるということはかなりの確率であるのではないかと思っています。

私としては、統計の体系的な整備に向けて、今回の諮問対象となっている調査実施者のみならず、関係府省が有機的に連携して検討すべき課題であり、ビジネスサーベイフレームワークという一番根幹のところですが、そのビジネスサーベイフレームワークの整備にもつながる重要な取組だと考えております。

このため、今回の答申の中で、そういったことについて付言をなされることに、全く違和感は持っていません。

それから、電子商取引に関しては、非常に難しい問題で、うまい結論というのは多分出ないのだろうと思います。そういう時に、どのような形でパブリックに説明していくのか。恐らくトランスパレンシー（透明性）をうまく付け加えることによって、このような難しい問題、特に実際の企業が分離して取っていないようなものを、どのようにして分離するかというような難しい問題を考えていかなければいけない。そのようなものは、ほかのところにも当然出てきますから、そういうものについてのある種のベストプラクティス（最も効率の良い方法）、ベストかどうか分かりませんが、まず新しい第1歩という形で考えていただいて、何らかの考え方ができれば、すばらしいことではないかと思っております。

それでは、両部会長、それから合同部会の所属委員におかれましては、引き続き答申案作成に向けた最終調整をよろしくお願ひします。

それでは、次の議事に移ります。産業統計部会で審議されている「諮問第114号 農林業センサスの変更について」に関する審議状況について、河井部会長から御報告をお願いします。

○河井委員 それでは、6月1日及び21日に開催された産業統計部会における農林業センサスの審議状況について、資料5-2を中心に報告いたします。添付しております別紙及び議事概要につきましては、適宜参照させていただきます。

まず1ページ目の「1 計画の変更」の「(1) 調査の名称」につきましては、これまで西暦末尾0の年に実施する調査は「世界農林業センサス」という名称で実施しておりましたが、今回から「農林業センサス」の名称に統一するという変更です。こちらについては、0年と5年で調査内容に違いがない中、名称の違いから、統計利用者に紛れが生ずる懸念を解消するものであり、適当と整理いたしました。

次の「(2) 調査対象の属性的範囲」につきましては、変更申請のあった森林施業計画に従って施業を行う者を削除することについては、制度改正に伴うものであり、適当と整理いたしました。また、現行の農林業経営体の規模基準、本調査の対象範囲とする経営耕地面積30アール、過去1年間の農業生産物の総販売金額50万円以上という基準は、今回調査で15年間変更されておりませんので、現行基準を見直す余地等につきましても、検討いたしました。その結果、近年は大規模な農家や農業法人への経営耕地の集積が進んでいるものの、零細な農業経営体についても農業地域の維持や新規就農者の確保・育成など、農業政策の中で重要な役割を担っているという現状を勘案し、今回の計画において直ちに規模基準を見直すまでの必要性は乏しいと整理いたしました。

この基準に関連して、本調査の報告者である農業経営体に該当するかを確認するために用いております客体候補名簿というものがあるのですが、そちらについて専門委員の方に様々な御意見をいただきましたので、丁寧に審議を行って、次回、最終的に整理する予定としております。

この客体候補名簿は、調査計画上、調査票とは位置付けられておりませんが、資料5-2の4ページからの別紙のとおり、固有識別情報や農業経営の基本的な事項を把握し、その結果を全農家の集計公表に活用しているという、調査票に準じた役割を担っているものです。まず、この基本的な事項のうち、所有している土地について確認する、貸している耕地と借りている耕地の面積につきましては、当初削除を予定しておりました。しかしながら、調査票の記入対象とはならない自給的農家や土地持ち非農家が耕地の提供を担っているという現状から見て、貸している耕地の確認は重要という御指摘がありましたので、調査実施者による再検討の結果を踏まえて、継続して把握するよう修正を求めることいたしました。

また、過去5年間に経営を新たに開始したかという項目の削除につきましても、新規就農者のより的確な把握や分析に支障が生じるおそれがあるという御指摘を踏まえて、調査実施者において再整理することになりました。

さらに、前回調査においては、この客体候補名簿と調査票が一体となっていたことから、調査員による誤配布など、トラブルが生じましたので、改善してほしいという要望が地方公共団体からあり、この点につきましても、今回の調査において改善するという回答がありました。

次に、「（3）主な調査事項の変更」に移らせていただきます。この調査事項につきましては、変更箇所が多岐にわたりますので、修正を指摘した箇所を中心に説明させていただきます。まず、最初のアの労働力のより的確な把握のうち、「①内部労働力の各世帯員の世帯主との続柄」についてです。こちらにつきましては、削除することにより、世代間や非婚率のパネル分析に支障が生じるのではないかという御指摘がありました。調査実施者に再検討していただきましたが、その結果を踏まえて、継続的に把握するよう修正を求ることとしました。

次、「②外部労働力」のうち、個人経営体の世帯員別の状況や、団体経営体の役員・構成員等の状況、常雇いした人の個々の性別及び生年月日については、一定数の人数分しか記入欄が設けられていないため、記入欄を超えた場合への対応や、その注記の必要性等に関する御質問がありました。確認の結果、記入欄を超える経営体は少数とはいえ、存在するため、補助票を的確に配布するとともに、補助票への記載を誘導する注意書きを調査票に追加するよう修正を求ることとしました。

なお、常雇いの従事日数の合計を把握する調査事項についても、記入に紛れがないよう、常雇い全員の従事日数を記載する旨を注意書きするよう求めることといたしました。

次に、「イ 生産基盤のより的確な把握」のうち、「①所有土地の経営している田・畑の利用面積」を把握する調査事項においては、削除に伴い、農業政策上重要な田・畑についても、作付けした面積しか把握できなくなることから、作付けしていない面積の把握等に支障が生じるのではないかという御指摘があり、調査実施者で再整理することとなりました。

また、「②販売目的で作付けした野菜・果樹類の品目別延面積」を把握する調査事項についても、誤記入防止のため、根菜、葉物、果樹等の種類別に品目コードを設定するなど、漁業センサスを参考に工夫すべきとの御指摘があり、調査実施者において再整理することとなりました。

次に、「ウ 作業受託に関する的確な把握」の「①農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分の統合・細分化」につきましては、統合した50万円以上から500万円未満の階級には、前回の結果では約4割の報告者が該当することになり、階級としては幅が大き過ぎるのではないかという御指摘がありました。また、1億円以上につきましては分割し、5億円以上は金額を記入することとなっておりますが、1億円以上の経営体は財務諸表を作成するなど、経理基盤が整備されているので、1億円以上の経営体については1,000万円単位で金額を記入してもらうことにしてはどうかという御指摘があり、調査実施者において再整理することになりました。

次に、「エ 行政ニーズを踏まえた調査事項のより的確な把握」の「③農業経営におけるデータの活用状況」につきましては、農業経営に利用するデータには、財務データと栽培データがあることから、データの定義を明確にして、選択肢の違いもより分かりやすく整理すべきとの御指摘があり、調査実施者において再整理することになりました。

最後に、今後の予定ですが、次回の第3回の部会は7月19日に開催することとしております。できましたら、この部会で一通りの審議を終えまして、答申案の整理の方向性に

について合意を得て、書面審議も活用しながら、8月の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えております。

私の報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、何か御質問等ございますか。前の審議とは打って変わった審議なのですが、本当に大変だというのは、よく分ります。

○河井委員 結構、皆様、たくさんの議論が中では出ておりました。整理すると、このような形になります。

○西村委員長 1点、すごく大きなものは、客体候補名簿のことです。報告にあった客体候補名簿については、集計・公表にも利用されているということから、名簿というよりは調査票に近い重要な役割を担っているわけですが、これをどのように考えるのかということもそうですし、それから、農業経営体といつても、非常に零細な農家から、大規模な法人まで様々であるというところで、調査票は1種しかないというようなところも大きな問題なのかもしれないし、問題でないのかもしれない。こちらがまずよく分からぬといふこともあるわけです。非常に悩ましいところです。

これらについて、今回の調査での解決というのは無理と思いますが、将来的な課題として、特に考えていただければと思っています。

河井部会長、それから、部会所属の各委員におかれましては、引き続き答申案作成に向けた審議、答申案作成を超えた審議というのですか、こちらを含めて幅広にいろいろ審議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。産業統計部会で審議されている「諮問第115号 海面漁業生産統計調査の変更について」に関する審議状況について、河井部会長から御報告をお願いいたします。

○河井委員 引き続き、今度は漁業についてです。こちらの調査につきましては、6月7日及び21日に開催されました産業統計部会における海面漁業生産統計調査の審議状況につきまして、今度は資料5-3の整理票を中心に報告させていただきます。添付しております別紙1、別紙2及び6月7日開催の部会の議事概要につきましては、適宜説明の中で触れたいと思います。

まず資料1の1ページ目、「1 計画の変更」の「(1) 報告を求める範囲」につきましては、海面の範囲を定める農林水産省告示の変更に伴い、能取湖及び温根沼の小規模な2湖沼を調査対象に追加するという変更です。こちらにつきましては、従来、内水面として捉えていた2湖沼を海面に加えることにより、本調査とは別に実施されております内水面漁業生産統計調査の結果への影響について質疑がありました。結果提供時に調査対象の範囲に変更があった旨を情報提供することとした上で、適当と整理いたしました。

次に、「(2) 報告を求める事項の変更」のうち、「①稼働量調査の廃止」についてです。この稼働量調査につきましては、前回の平成18年の見直しの際、国際的な資源管理の一環として、国際機関に操業日数等の報告をする可能性があつたため、行政記録情報で把握できなかつた2漁業種類に対象を限定した上で、平成19年調査以降も継続して調査

していたものです。しかしながら、実際には4漁業種類のうち、1漁業種類の操業日数データのみが確認・検証用として準備された以外に、国際機関に報告するなど、利活用の実績はないまま、今日に至っております。

また、この1漁業種類につきましても、平成29年に国際的な資源管理が稼働量による規制から漁獲量による規制にシフトし、今後もほかに利活用ニーズが見込まれない中、平成24年からは行政記録情報である漁獲実績報告書でも代替が可能となったことから、今回、稼働量調査を全面的に廃止するものであり、適当と整理いたしました。

次の「②法人番号の追加」につきましても、公的統計の整備に関する基本的な計画を踏まえた対応であり、適当と整理いたしました。

次に、「(3) 調査方法の変更」について、従来の調査員調査、郵送調査と併用したオンライン調査の導入につきましては、周知のパンフレットの配布や調査票においてもオンライン回答が可能な旨を記述するなどの対応を確認した上で、おおむね適当と整理をいたしました。

また、「②市町村別の調査の廃止」につきましては、当初、変更計画には含まれていなかったものですが、「(5) 集計事項の変更」の「②詳細公表の集計事項の削除」の審議の中で明らかになった変更事項ですので、少し詳しく説明させていただきます。資料5-3の3ページ目を御覧ください。別紙1のとおり、変更申請のあった集計事項の削除、具体的には、市町村別表章の廃止は、報告者である漁協等の水揚機関において、左側のように市町村別に調査票の記入を求めていた調査を、右側のように漁協等が複数の市町村を管轄している場合は、一括して記入するという調査方法に変更することに伴うものでした。

調査実施者は、当初、本調査の市町村別集計の廃止について、行政記録情報である漁港港勢調査の結果により代替可能であることや、地方公共団体の利活用ニーズも低下していることを理由にしておりました。一方、審議の中で、代替可能とされていた漁港港勢調査につきまして、4ページの別紙2に整理されておりますとおり、本調査と捉え方が若干異なる。漁港港勢調査と本調査の結果を合わせて分析することによる流用性を指摘する意見がありました。

また、オブザーバーとして出席していただいた2県の方からも、本調査の結果を利活用しているという報告があつて、調査実施者において現状を再整理した上で、改めて審議をすることといたしました。

2回目の部会では、双方の結果データを比較した結果、一致する市町村もあれば、かい離している市町村もある現状を確認した上で、調査実施者から、本調査の現状や今後の対応方針について説明を受けました。その結果、市町村別集計結果の提供に当たっては、先ほど御覧いただいた別紙1の右側のとおり、調査員や地方統計組織の職員が正確性の確保に重要な役割を担っているものの、統計リソースが厳しさを増す中、調査業務の効率化が喫緊の課題になっていること。また、可能な限り、地方公共団体の要望に応えたサポートを行いたいという方針が示されました。

本部会としましては、このような実情や対応方針を踏まえた上で、漁港港勢調査の結果につきましては、利用増進に向け積極的な周知を行うとともに、地方公共団体のみでなく、

一般の利用者にも利用しやすいように公表等の改善を図ること。本調査につきましても、報告者である漁港等の管轄区域と市町村の範囲が合致するなど、引き続き市町村別集計が可能な場合には、利用者ニーズを踏まえた提供方法を検討して対応することなどを前提として、苦渋の決断ではありましたが、報告者において市町村別の調査を廃止することは、やむを得ないものと整理いたしました。

この件につきましては、調査実施者が行った地方における本調査結果の利活用状況の確認の中で、都道府県や市町村が独自に保有する関連データの情報提供など、統計利用者の利便性向上に配慮した更なる取組についても検討することなどを、今後の課題として指摘することとしました。

この整理につきましては、「（5）集計事項の変更」の「②詳細公表の集計事項の削除」についても表裏の関係にありますので、同様に、やむを得ないものと整理いたしました。

以下、「（4）報告を求める事項の基準となる期間及び調査の周期」から、2ページの「3 未諮詢基幹統計の確認審議における指摘事項への対応」につきましては、先ほど御報告した集計事項の削除を除いて、報告者の負担軽減や利活用ニーズの変化を踏まえた調査の効率化、統計精度の維持・向上、統計の正確性の確保の観点から、いずれも適当と整理いたしました。

なお、本件につきましては、平成18年の前回諮詢からかなりの年数が経っての諮詢となつた訳ですが、その間に本調査を取り巻く環境や利活用ニーズも大きく変化しているとの印象を持ちました。

最後に、今後の予定ですが、これまで2回の部会では審議を一通り終えましたので、答申案につきましては、本日の委員会での御指摘があれば、その御指摘も踏まえてメールにての調整の上、書面決議により決定した上で、次回の7月の統計委員会においてお諮りすることとしております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、何か御質問等ございますか。これは地域表章のところは難しい問題なので、問題の所在だけは明確にしておいて、どうするかということを考えたということだと思いますが、こちらの方針について、私も賛成いたします。

本委員会の答申を踏まえて閣議決定された第Ⅲ期の基本計画においても、地方公共団体におけるE B P Mの推進を支援するため、都道府県別表章の充実に向けた技術的支援等に取り組んでいくということを記載しているのですが、一方では、この調査のように、報告者の負担軽減や調査の効率化とは相反する部分がどうしても出てくる。そのような訳で、今回の部会の判断も、非常に苦渋に満ちた判断という表現がありましたけれども、そうだったと思いますし、私もやむを得ないものだと考えています。

それへの対処としては、地方公共団体や一般利用者の有用性を確保できるように、可能な範囲で、これはできる範囲ということになりますけれども、可能な範囲での市町村別集

計の提供や、代替情報である漁港港勢調査の早期提供。これは提供に少し時間がかかるつて
いるようですので、できるだけ早く提供するという形を調査実施者に臨みたいと思います。

それから、稼働量調査の廃止ということなのですが、こちらはいかにも見直しが遅い。
10年経ってから見直すというので、少し遅いという気がしますので、もう少し定期的な
見直しをできるような、何か内部的なチェックシステムが必要ではないかと思います。

それでは、河井部会長、それから部会所属委員におかれましては、引き続き答申案作成
に向けた審議をよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。「当面の委員会運営について」です。事務局から説明
をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、説明させていただきます。資料6-1統計委員会の当面の運営について（案）を御覧ください。1に、平成30年度中に想定される統計委員会の審議事項の一覧を8項目に分けて示しております。それぞれの項目については、2の1）から8）において説明をいたします。

まず1）基幹統計調査に関する諮問審議についてです。現在審議中のものが3件、現在確実に分かっている今後の諮問予定のものが7件です。今後追加の可能性もございます。

ページをめくっていただきまして、次に2）政省令の諮問審議についてです。これは統計法改正規定の来年度施行に必要な省令の制定のための諮問審議となります。この対応のため、統計制度部会を創設して対応を行うこととしています。なお、統計法改正規定の施行には、資料にある2つの点ですけれども、そちらの2つの事項について、統計法施行規則を改正する必要があります。これらは秋の諮問予定となっております。

続いて3）ですけれども、予算・人材等の資源配分方針策定にかかる建議についてです。先ほど委員長から御提案のありました予算・人材等の配分方針について、7月の統計委員会で建議を取りまとめる予定としております。

続いて4）は統計棚卸しについてです。基本的な進め方については、本日の統計委員会で決定を行い、本年度の対象統計などの年度計画を7月の統計委員会で決定する予定としております。その後、各府省に対する書面調査を総務省で行い、8月以降に統計業務プロセス部会において審議に着手し、年度内に審議結果報告書を取りまとめる予定としております。

5）は、個別統計の品質評価活動です。7月に予定される統計委員会令の改正により、統計評価分科会を設置する予定としております。設置後に同分科会を開催し、審議事項等を選定することとしております。

6）は基本計画の進捗確認です。ア）は第Ⅱ期基本計画分についてです。本日の統計委員会で総務省から報告を受けたことから、本日の統計委員会終了後、速やかに各委員に確認すべき事項がないか、事務局から各委員に照会を行います。確認事項が生じた場合には、改めて審議する部会等について7月以降に確定し、確認、審議を行うこととしております。なお、第Ⅱ期基本計画分は、第Ⅲ期基本計画の立案時に全ての実施状況の確認を終えておりますが、念のために確認を行います。

イ) は、現在取り組み中の第Ⅲ期基本計画分についてです。国民経済計算体系的整備部会で審議した計画については、同部会において計画的に確認、審議を行うこととしております。こちらについては7で述べます。また、基本計画部会の各ワーキンググループで審議した計画については、来年度に行われる平成30年度分の法施行状況報告を受けて、必要に応じて確認、審議を行うこととしています。

次のページ7) ですけれども、基本計画に沿ったGDP統計の整備です。GDP統計の整備を着実に推進するため、国民経済計算体系的整備部会及びその下に置かれたタスクフォースにおいて、以下の確認、審議を行うこととしています。ア) として、基本計画で取り組むとされた事項の確認です。7月は第Ⅱ期基本計画から第Ⅲ期基本計画に取組が引き継がれた生産面及び分配面の四半期GDP速報等の検討状況、毎月勤労統計におけるローテーション・サンプリングの導入結果、消費者物価指数における家賃の経年劣化に関する検討状況等について審議を行う予定としております。

また8月以降は、各タスクフォースにおける検討状況の報告等、部会で取り上げることとした事項について順次審議を行うこととしております。さらにGDP統計の精度向上のためのデータの差異の縮小に向け、月次統計から年次統計の基礎データへの改定等に伴う平成27年度以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証に向けた審議を行うこととしております。

イ) は産業連関表のSUT体系への移行です。SUTの基本構成を検討し、本年度末までに決定することとしております。また、5分野の統計整備について、平成31年4月から6月期までに検討結果の報告を受け、確認、審議を行い、それ以後もさらなる統計整備の審議を進めることとしております。

ウ) は、QEの統計精度の確保・向上に関する課題への対応です。QEの統計精度の確保・向上に不斷に取り組むことの一環として、統計委員会や部会の要請を受け、内閣府が策定した工程表の進捗状況について確認、審議を行うこととしております。

最後に8) は、部会再編等の体制整備、その他委員会関連の変更等の措置です。これまでに挙げた審議事項、統計委員会令改正及び新たな臨時委員、専門委員の任命を踏まえ、新たな部会の創設等の統計委員会の審議体制を7月の統計委員会において審議する予定としております。

以上が当面の運営についてとなります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 委員の皆様方から御意見等がございましたら、お願ひいたします。盛りだくさんで、重要な点を箇条書きにしたということで、これから具体的に動かしていくという形になります。

ほかにございますか。では、当面の委員会運営については、本日の委員の皆様からの新しい御意見でもメールでいただければ、こちらを踏まえまして運営していきたいと考えます。

それでは、この中に入っていましたけれども、その他の議事ということで、「QE及び年次推計の精度向上を目的とする一次統計のシームレス化の取組強化・加速について」です。資料6-2を御覧ください。本年3月に閣議決定された公的統計基本計画においては、

国民経済計算のQE及び年次推計の精度向上に向けて、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階、つまりQE、年次推計において使用する基礎データの差異を縮小することが重要であるということから、国民経済計算に活用される一次統計について、2022年末までに関係府省にて検証・検討を行うこととされております。

しかしながら、基本計画の策定後も一次統計を取り巻く環境は刻々と変化しており、また、3月末の国民経済計算体系的整備部会では、統計委員会の要請を受けて内閣府によるQEの推計精度の確保・向上に関する工程表の推進が決まるなど、本課題につきましては、他の課題に比べて特に取組を強化して、そして加速するという必要が生じていると考えられます。そのような意味で、非常に進みが速いということでもあります。

このため、国民経済計算体系的整備部会におきましては、各府省による方策の取りまとめが円滑に進むよう速やかに検討を開始し、必要な支援を行ってもらいたいと考えております。

基本計画においては、国民経済計算に活用される一次統計として、経済産業省生産動態統計や、サービス産業動向調査が例示されています。国民経済計算体系的整備部会においては、財の推計に用いられる経済産業省生産動態統計については、直ちに検討を開始するとともに、この際、同様の他省庁所管の一次統計についても、幅広く精査を行っていただき、必要に応じて関係する部会と連携しながら検討を進めていっていただきたいと考えております。

また、事務局は、以上の取組が円滑かつ迅速に進むように、見直しプロジェクトの企画・立案において、中核的な役割を果たすことが肝要であります。

委員長として、関係府省における統計幹事におかれましては、本課題の加速推進に当たり、適切な対応をお願いしたいと存じております。また、国民経済計算体系的整備部会においては、具体的な検討を速やかに進めてもらいたいと思っております。

委員の皆様、手元に資料6-2、QE及び年次推計の精度向上に向けた一次統計のシームレス化の取組強化・加速という私の文章がありますが、これについて委員の皆様方から御意見等ございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 部会長代理といたしまして、委員長の御指示を承りました。早速、来月の部会におきまして検討に入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 よろしくお願ひいたします。特にこれは各関係府省によりまして、さしあたり出しているのは経済産業省の生産動態統計ですが、これを超えた話にすぐになります、そしてこちらが非常に重要な役割を果たしていますので、関係する府省の統計幹事の方々については、適切な対応をお願いしたいと思います。

では、「QE及び年次推計の精度向上を目的とする一次統計のシームレス化の取組強化・加速について」は、国民経済計算体系的整備部会及び事務局において、しっかりと進めていただくようお願いいたします。本日、宮川部会長は御欠席ですので、中村部会長代理においては、先ほど力強い御表明がありましたが、よろしくお願ひします。

それでは、次の議事に移ります。「統計棚卸し（統計版BPR）の進め方について」です。まず事務局から御説明をお願いします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局から、資料6-3に基づきまして、統計棚卸し（統計版BPR）の進め方について説明申し上げます。先ほど資料6-1の説明の中でも一部説明があり、重複があるかもしれません、御容赦ください。

まず、おめくりいただき1ページですが、統計棚卸しの概要として既に決まっているものをまとめております。実施主体は、統計委員会になります。このため、先月統計業務プロセス部会を設置いただきましたので、その部会が担当されることになります。

目的ですが、統計の精度向上、業務効率化、統計の利活用推進、報告者の負担軽減などといったいろいろな観点から、統計業務のプロセスをモニタリングし、継続的な改善を図ることを目的としています。今年度から開始するものでして、時期としては、基本計画上は3年から5年で全政府統計を一巡するということが決まっていますが、事務局としては基本的には3年で、どうしても難しいというようなことがあればやむを得ないと思いますが、そのようなことがなければ3年でほぼ一巡するという方向を目指したいと考えています。

実施方法としましては、企画、実査、審査・集計、提供・利活用などの各段階ごとに視点を設けまして、統計の業務プロセスを点検していくことを考えております。また、昨年度まで実施いただいた統計精度検査の標準検査、いわゆるホームページの見える化検査についても、この業務プロセスの点検の中で一体的に実施していかなければと考えています。

それから対象となる統計ですが、先ほど全政府統計と申しましたが、言い替えますと基幹統計、一般統計、業務統計、加工統計になりますけれども、このようなもののうち、モニタリングと継続的な改善を図るという趣旨ですので、業務プロセスが1回限りのものというのは点検の意味があまりないので、そういったもののうち、国の行政機関が継続的に作成するものを対象といたします。継続性というところが若干難しい部分がありますので、形式的な意味ではなく、実質的な意味として業務プロセスが継続されていくものというように考えていただきたいと思います。

それから2ページですが、今申し上げた業務プロセスというものが抽象的でしたので、大体どういったものをイメージしているかということを御覧いただくために、差し込んでいるページです。真ん中にあります、一連の業務フローというところ、企画と申し上げた部分については、統計企画、標本設計、標本抽出、実査準備といったものが標準的にはあるかと思っております。そういうことを簡単に図示したものですので、後で御覧いただければと思います。

3ページに参りますけれども、3ページは、このようないわゆる統計版BPR、統計棚卸し、いろいろな言い方をしておりますけれども、このようなことによって、どのような改善が期待されるのか。逆に申し上げますと、このような棚卸しの活動は、どういったことに着目して行うのかということですが、改善というものを主に念頭に置いて進めるのだと思っておりまして、その改善としては大きくは先ほど申し上げた4つの視点、統計の精度向上、業務効率化、利活用推進、報告者の負担軽減ということになりますが、それぞれ

を更にブレイクダウンいたしますと、そこに記載しておりますが、例として申し上げますと統計の精度向上であれば、統計のデータの入力、審査といった集計プロセスを適正化する。あるいは、そういったところを民間委託していることが多いと思いますけれども、そういったところの仕様書を適正化するといったような改善によって効果を上げていくことになろうかと思います。ほかも同じような趣旨でまとめておりますので、後で御覧いただければと存じます。

4ページに参りますけれども、今後の実施スケジュール。今日お決めいただきたいメインは、ここになると思いますけれども、①から④がありまして、まず①ですが、進め方、統計ごとの実施スケジュール等の大きな枠組み、今説明しております、この資料のことですけれども、枠組みについて、この統計委員会で決定いただきたい。これは今年決定いただければ、当然こちらが来年以降継続となります。今年は初めてなので、今年のみ出てくることになります。その後、来月の統計委員会を想定しておりますが、具体的な対象統計、今年度に行う対象はどれかということ。それから、今年度テーマを設けて特別にやることがあれば、特別テーマとして設定をしたいと思っておりますので、その特別テーマといったことを含む今年度の年度計画について、来月の統計委員会で策定いただきたいと考えております。

その後、このような業務プロセスの実態を把握する必要がありますので、8月から9月2カ月間をかけて、各府省に書面調査を行いたいと思っております。ただし、いろいろと既に我々の方で入手している情報がありますので、その書面調査にはできるだけプレプリントの形で現状を把握しているものを書き込んで、こちらを確認いただくを中心、各府省にはできるだけ負担のない形で進めていきたいと思っております。10月ぐらいには書面調査の中身の確認であるとか、更に把握すべき事柄があれば、電話照会その他を活用して中身をきちんとさせて、11月以降にその結果に基づいて、部会で御審議をいただきたいと考えています。

その部会審議を受けて、審議結果については今年度中に取りまとめたいと考えておりますが、今年はスタートが若干遅れたということがございまして、もしかしたら今年度中に収まらないかもしれないということを想定して、やや事務局の想定が滑っておりますが、翌年度はじめまでかかるかと記載しておりますが、努力目標としては年度内にできるだけ仕上げておきたいと考えてございます。

それから5ページは、これまでにお示ししたような資料に載っていたものをイメージとして記載させていただいておりますので、6ページに参らせていただきます。具体的に今年度どの統計を対象に行うかということは、来月お示しする年度計画の中で明らかにしたいと思っておりますが、大まかなところを概定いたしたいと思っておりまして、政府統計全般について、3年でほぼ一巡するということで、大きなスケジューリングをどのように考えるか。個々には具体的な調整を経て若干変わるところがあると思っておりますが、大きくて、1年目、今年ですが、業務統計の一部と、それから一般統計のうち、世帯系のものを中心に行いたいと考えております。2年目ですが、一般統計のうち、今度は企業系のもの。それから基幹統計の一部。それから1年目にできなかった業務統計を対象にした

い。3年目ですが、基幹統計の2年目に行わなかったもの。一般統計の世帯系、企業系と一緒ににはうまく分けにくいその他のもの、それから加工統計といったところを中心にしていきたいと思っております。

このようにスケジューリングした意味ですけれども、1つは、業務統計については、統計法の改正審議の中でもいろいろと御議論がございまして、これまで事前審査の対象になっていたなかった業務統計も含めて、統計の品質確保ということが重要だというお話がありますので、この業務統計の棚卸しについては、1年目から早速手を付けていく必要があるだろうと考えています。

それから官民コスト3年2割という、これは後でまたお話がありますが、そういったものにもこの検討、統計版B P Rが資するという面があると考えておりますので、そういう観点からコスト削減効果の大きい一般統計、業務統計というものは、1年目、2年目の対象としていきたいと考えております。

基幹統計については、基本的には統計委員会でこれまできちんと精査されており、確認的な意味になろうかと思いますので、2年目以降ということにしております。

それから各府省の負担軽減の観点から、一律にやりにくい、かなり個々の個別性が高いという加工統計については、3年目の実施と考えています。

簡単ですが、資料の説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

事務局の説明について、御質問あるいは御意見等ありますか。大分回り始めたという、お役目を頑張ったこともありますけれども、これもうまくいけばというか、もう既に目玉になっていると思いますので、このような形で進めていきたいと思います。

では、本件については、この形で進めたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。「官民の統計コストの3年2割削減に関する報告について」です。公的統計基本計画では、統計に関する官民コストについて、各府省が削減計画を策定・実施することにより、平成30年度から32年度までの3年間で2割削減することとされています。各府省における削減計画の取りまとめについて、総務省政策統括官室から御報告をお願いいたします。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 資料6－4に基づき説明いたします。各省の削減計画本体が資料6－4－2の束でございますけれども、本日は資料6－4－1の概要版で説明をしたいと思いますので、そちらを御覧いただければと思います。

おめくりいただきまして1ページ目です。若干おさらいの部分もございますが、官民の統計コスト削減計画の概要ということで、1対象となる統計です。こちらに関しましては、コストの計測可能性の観点も踏まえまして、政府統計の総合窓口（e－S t a t）等に収録されている政府統計、約680ですが、こちらを対象に始めることにしています。

統計コストの削減目標ですが、3年間で2割削減ということですけれども、これは統計の調査実施者・作成者、具体的には政府や自治体等です。また統計調査の報告者、これは企業、世帯等。そして統計ユーザーの時間コスト、あくまでコストは時間で計るというこ

として、その時間コストの合計を平成 30 年度から 3 年間で 2 割削減するという目標にしております。

3 以降が、コスト削減のための主な取組を①、②、③の別でまとめています。まず調査実施者・作成者の統計コストにつきましては、オンライン調査の推進とか、その他業務の効率化ということで、今現在、統計を作成している全ての府省において取り組んでいただくことになっています。

また、調査項目の縮減・代替等として、作成者の方の作業も効率化、合理化されるということで、統計調査を実施している役所を中心に取り組んでいただきます。

また、引き続き民間事業者等への委託の推進として、委託に伴う業務の効率化が作成者の効率化の取組として挙げられています。

2 ページ目、報告者の統計コストの削減の取組ですが、こちらに入っているものには、もちろん今後統計委員会で御審議いただく必要があるものですが、まだ関係団体との調整が必要なものが含まれています。そのようなものも含め説明申し上げますと、例えば他調査の結果や行政記録情報等により代替可能となった調査を廃止するものが 3 統計、調査周期を見直すものが 4 統計、報告者数を削減するものが 27 統計、記入項目等の削減をするものが 74 統計、調査票、レイアウトなどを改善していくものが 115 統計、オンライン調査を推進していくものが 181 統計ということで、こちらに加え経済統計の集約や、調査票設計の見直しということで、報告者負担の軽減を進めていくこととしています。

おめくりいただきまして 3 ページ目です。統計ユーザーの統計コストということで、まず一次利用に関しましては、ユーザーが必要な統計を検索してダウンロードして、利用可能な形で加工するのに要する時間を縮めていくということです。そのためには、まず e - S t a t の機能向上として、検索可能性とか検索機能を強化していくような取組となります。

さらには利用者が使いやすいようにデータ提供形式を見直すということで、計画的なデータベース化を推進していくということで、平成 30 年度実施分だけで 107 統計やりますということです。

また、データベース化をしますと、A P I 機能というプログラムを組んでおけば、自動的に統計をダウンロードしていく仕組みも利用可能になりますので、データベース化と一体的に、進めていくということです。

また、データベース化まで行かなくても、今 1 年で 1 ファイルになっているようなものを付けるだけでも、ユーザーの利便性は上がっていきます。そういった形で公表形式を見直すとか、また、今 e - S t a t の外側にあるような業務統計についても、できれば e - S t a t に掲載していくことも考えています。

また、二次利用につきましては、ユーザーの方が調査票情報の提供を申請して、提供を受けるまでに要する時間を、審査プロセス等を見直すことで縮めてまいりたいと考えています。

4 ページです。参考 1 と記載しておりますけれども、まず基準年の平成 29 年度の統計コストということで、各府省から一応集計しております。作成者・実施者、報告者、ユー

ザーの合計コストを足し合わせますと、まだ暫定の数字ですけれども、1億時間ぐらいあるということとして、年換算すると大体1万1,400年というような数字になります。このうちの2,200年分ぐらいを削減しようというのが、今回の取組だと御理解ください。

右側に削減目標として、個別の作成者、報告者、ユーザーごとに数字を示しております。これは総務省で各府省の削減計画を見て、これぐらいの個々の削減率であれば、必要な統計の作成等に支障を生じない形で2割削減が達成できるのではないかという中間目標的な位置付けとして、今回の数字をお示しさせていただいている。上から御覧いただきますと、作成者がマイナス7%、報告者がマイナス25%、ユーザーがマイナス30%ということになっています。

今後についてですけれども、5ページ目に基本計画の記述があります。総務省が進捗状況のフォローアップをすることになっていますので、さらなる取組ができるのかという観点から、フォローアップをしてまいりたいと思います。その際には、先ほど統計棚卸しの説明でもありましたとおり、統計棚卸しと共に通する効率化の部分ですとか、報告書負担の軽減の部分ですとか、利活用の推進の部分については、その棚卸しの成果も取り入れながらフォローアップをしてまいります。

さらに基本計画におきましては、統計委員会においてということで、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減が生じないように、統計委員会が注視するということにされていますので、そのような意味では、さらなる効率化・削減ができるかという観点もありますし、逆に、必要なものがなくなっていないかという両方の観点からフォローアップをしたいと考えています。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

総務省政策統括官室の御報告に対して、御質問あるいは御意見等ございますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 これはコスト削減という、極めて各方面から関心の高い課題を、このように取り組んでいただいて大変ありがとうございます。かなり大々的にやっておられるのが、よく分かりました。

ただ、若干素朴な疑問があり、教えていただきたいのですが、この資料の初めの1~3ページ目は、相当いろいろ調査名があって、かなり定性的な御説明ですが、突然4ページ目から定量的になってくるので、このギャップを私は頭の中で埋めかねています。個々の調査ごとにいろいろな作成者・実施者側、あるいは報告者、ユーザー側という3区分ぐらいごとに統計コストを時間で計ったものを全部出していただいて、こちらを積み上げていったということですか。

なぜお尋ねするかというと、特にユーザー側の時間数とか、報告者側の時間数というのは相当ざっくりした数字しか出ないのだろうと思うのですが、そのあたりはどのようにされたのかを簡単に教えていただきたいと思います。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 お答え申し上げます。基本的には、まず数字、我々の方で各府省の計画を見せていただきながら、「これぐらいなら達成可能

か」と考えたものです。そのような意味では、しつかり積み上げた数字ということではございません。各府省からもいろいろヒアリングなり何なり調査を出していただく形で、いろいろ教えていただいておりますけれども、積み上げた数字ではないということです。

そのような意味で、おっしゃっているとおり、報告や利活用の部分については、ざっくりした計算しかできていないということです。

○川崎委員 私の関心があるのは、目標というよりも現状の数字なのですが、現状の数字 자체もかなり総務省の側でざっくり推計したという御説明だったと理解すればいいですか。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 もちろん現状については、ある程度各府省から数字を出していただいております。例えば各府省が計算しこの調査票に入れていただくに当たっては、普通の調査をする際、多分標準的な時間としてはこれぐらいあるだろうというものに対して、報告者数を掛け合わすような形で計算しております。利活用についていえば、e – S t a t で大体標準的に検索にかかる時間とか、そういったものは我々総務省で、これぐらいの時間がかかるだろうということは示しながら、計算をしているところです。

○川崎委員 分かりました。今のようなことで、一応現状に対するバックデータの積算はお持ちだということを確認ができたので安心したのですが、感想を申し上げれば、この話と、もう1個前の議題の統計棚卸しBPRの進め方というのは、関係が深いと思いますので、このあたりのデータですとか、参考情報のようなものも統計業務プロセス部会でも可能な範囲で共有していただきながら、進めていってはどうかと思いました。これは今後の進め方として、お願いということで申し上げました。

○西村委員長 いかがですか。このような数値目標になった途端に、バックデータが何だという話が出てくるので、危険といえば危険なのですが、しかし天から降ってきた2割という数字は、これは変えられないで、逆に言えば、何とかこれを達成するべく、これから考えていかなければいけない。こちらをどのような形でうまく説明できるかという、多分説明の問題だろうと思いますので、そこについては十分考えていただきたいと思います。これは統計委員会に課せられたマンデート（委任された権限）でもあるので、我々もこれにコミット（約束）していますので、こちらについても我々も事務局がどのようなことをやっているかについての、ある程度のきちんとした情報というのは、適宜委員に対しても説明をするという形でお願いしたいと思います。

どうぞ、西郷委員。

○西郷委員 今の川崎委員の御指摘と似たような話になるかもしれないのですけれども、もう既に統計委員会として削減というのにコミットしているということなのですが、費用の削減というのと、統計精度、プレシジョンの意味の精度ですけれど、表裏の関係にあるわけです。例えば、報告者の削減というのは、サンプルサイズを減らしなさいという話になるので、サンプルサイズが減れば、それだけ統計の精度は失われるということになると思います。

ですから、減らさざるを得ないのだということは所与のものとして変えられないということであれば、例えば費用がこれだけ減ったということを示すだけではなくて、少し難し

いのですけれど、その結果、統計の精度がこれぐらい失われるのですということも、できれば一緒に示すべきなのではないかと思えるのです。

例えば4ページの削減目標で、これだけ時間が、あるいはコストが減りましたということと同時に、その裏側として、我々が使っている統計は「これぐらい精度が悪くなるのです」という試算も同時に示すべきなのではないか、統計委員会としての責任ある立場なのではないかという気がします。

○西村委員長 説明者に聞きたいのですけれど、これは基本的なところは統計の精度は犠牲にしないでという話ですか。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 そこは今後統計委員会で御議論いただく部分でもあります。例えば基幹統計などの調査項目の削減といったようなものも入っていますので、逆に言うと、そこはしっかり統計委員会で見ていただいて、もし、本当に精度の落ちるようなものであれば、そこは御意見をいただくということかと私は認識しております。各府省からすると、そのようにならないような形で計画を作っていただいたと事務方としては思っていますが、そこはダブルチェックをしていただくということかと考えています。

○西村委員長 どうぞ、白波瀬委員。

○白波瀬委員 私も、川崎委員や西郷委員と似た違和感があります。まず何を目標に、どのように行動を起こすかという基本的なところですけれども、質の話になると、委員会で検討してくださいといふのは少し困るというところ。ただ、これは課されたミッションとしてコスト削減というか、無駄があればそれは見直しをすべきということで、このような具体的な数字を出していただいたと、私は理解しました。そのような理解をもって、参考とさせていただくということです。ただ、こここの積み上げかたという質問とも関連するのですけれども、今現在ある統計で一つずつ担当の府省がどこからだと一番無駄なく削減できるかということです。要するに質問項目が3つではなくて2つであれば時間が何分という形での報告だったのではないかと思うのです。ただ、コストの算出というのは難しくて、参考程度という、繰り返しになりますが、コスト削減のために最終的に質を落としてはいけないということになると、逆に一時的にはコストがかかるという状況もないわけでもないと思うのです。そのような時に、1つの参考資料として何年度分のコスト削減かという形の表記が何を意味するのかが、少し分かりにくいのです。言い替えると、中期的な目標値というのがあって、段階的に工程表というか、最終的にはここに向かうという検討の中で、統計コストの見直しあるいは削減の目標と手段がもう少しみえるような説明が求められているような感想を持ちました。そのあたりはどうなのですか。

○西村委員長 私の立場は、無駄を省くという、無駄は2割あるといわれていると。本当にあるのかどうかをきちんと確認しながら削減ということで、統計の精度をコンプロマイズ（妥協）しろというように、そのようなマンデート（委任権限）ではないというように私は考えています。そうしないと、いくらなんでも、それはないだろうという形になりますから、だから本当にそのような無駄というところがどの辺にあるのかというのを見ながら、実際には運営していく形になって、統計の精度というものをどのように考えるか

ということは、もちろん全面的に同意しますが、いろいろな形で精度に対する考え方も変わっていくのですが、基本的には我々は必要な統計のクオリティーを守る、つまりそれを所与としてどこまでコスト削減できるのかを見ていくことだと思っていまして、そして重要なのはユーザーの費用を削減するというところに、実際には注力する。そこは恐らく一番伸びしろというか、のりしろがあるところなので、そのところを実現するよう、ユーザーのコスト削減というのはいろいろな形でe-Statのところもありますし、それからいろいろな意味でのレッドテープをどのくらい短くできるかというようなところで考えていくことだろうと思っています。

統計の精度をコンプロマイズ（妥協）するという考え方は、私としては採りたくないのでもし無駄を省くことが精度を犠牲にすることになるならば、2割削減できなくても仕方がない。その責めは私が十分負いますけれども、統計委員会としては、それは認めることはできないということだと私は思います。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 補足的に。もちろん3年2割を達成するというのが閣議決定事項になっていますので、そのような意味では、数字は上から落ちてしまっているというのは、おっしゃるとおりだと思います。その上で、ただ、この取組は業務効率化とか、統計部門を悪くしようということではなくて、今委員長からもございましたけれども、ユーザーのコストを下げる、例えばユーザーのための利便性、ユーザーが統計データを使いやすくするという取組です。報告者も報告者数の削減という話になると、統計精度との関係が出てくるかもしれませんけれども、報告者に記入しやすいようにするとか、報告者の作業時間を減らすという取組自体は、これは取り組むべきものだと考えております。加えて作成者・実施者のところで無駄があるのであれば、そこはきちんと徹底しようということで、そういった効率化及び報告負担の軽減、及びユーザーの利活用の促進、その取組を徹底するために数字の目安というか、目標のようなターゲットが置かれて、取組を徹底化されるようにしているというように我々としては理解しているということでございます。

その上で、先ほども説明しましたけれども、統計委員会で審議いただいた基本計画にも記載しておりますとおり、コスト削減に際しては利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の縮減、調査結果の精度低下等々が生じないように統計委員会が注視するということで、そのようなことが制度的に担保できるような計画で閣議決定もしておりますので、そこは逆に言うと、委員の皆様方からの御意見をいただきながら、今後進めてまいりたいと考えているところです。

○西村委員長 非常に微妙なところなのですが、基本的なところで、先ほども言いましたけれど、クオリティー（品質）をコンプロマイズ（妥協）するつもりは、私はありません。多分統計委員会としても、ないのだと思います。しかし、無駄というか、考えるようなものは個々の統計を見ると、かなりありますから、これを含めて全体としてスクラップ・アンド・ビルトをしなければいけないところもありますから、そのようなことを含めて、全体としてかなりの無駄というか、冗長なところがある。リダンダンシー（冗長性、余剰）があるところをできるだけ減らすことによって、時間コストを削減する。その中でも特に

重要なのは、報告者の時間コストとユーザーの時間コストであるというのが、説明者の基本的な発想だと思います。

問題は、どのぐらい実現可能かということなのですが、説明者の方から何かありますか。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 そのために数字のバランスがここにあるのですけれども、7と25と30という数字がありますが。

○西村委員長 7というのは、少し大き過ぎるのではないかと。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 御議論もあると思いますけれども、バランスがそこにあらわれているというように見ていただければと考えているところです。

○西村委員長 どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 感想で、少し屁理屈のような感想なのですが、例えば統計ユーザーというものは、多分固定的ではなくて、年々より多く統計を使うようになる可能性は結構高いわけです。そうすると、黙っておいても、この数字というのは3年後になると増えるかもしれないということがあります。

そうすると、この2割といっているのは何を基準に2割といっているのか非常に微妙なところがあって、平成29年度利用状態を前提にした場合の2割なのか、それとも29年度状態ではなくて、終わりの3年後、32年度状態での数字が29年度より下がるのかという問題になってくるのではないかと思うのです。

私は多分、前者の方を取るべきではないかと思っていまして、例えば統計の利用が爆発的に増えた場合、そこを2割削減のために利用の増まで抑えるとか、そのようなことは不可能なのだろうと思うので、一応指数でいえば基準年のような考え方を探らざるを得ないのではないかというのが私の感想ですが、これは今後の議論の中で詰めていってください。

○西村委員長 今後の議論の中ですが、私は基本的には平成29年（度利用状態を前提）。

○菱山総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 実は、昨年の共通基盤ワーキングの方で、その計算の仕方は説明したところなのですけれども、もちろん利活用のところだけは、利活用を促進した方が我々としては非常に望ましいので、計算の仕方の中で指数の方式としてラスパイレスというよりはパーシェ式の計算の仕方をすることにしています。平成32年度の利活用の個々の統計のアクセス件数のバスケットを基に計算することにしていますので、そのような意味では29年の、先ほど暫定コストと申し上げましたけれども、32年のバスケットに基づいて29年度の統計利用者のコストは遡って増える形になります。

すみません、技術的な説明で申し訳ございません。

○西村委員長 ほかにございますか。

もう少し説明してもらった方がいいかもしれません。説明がよく分からない。ざっくりした話なので、ざっくりと聞いていたのだけれど、もう少し精緻にやっているとするならば、このような場ではなくて、個別で結構ですけれども、どのような形で進めていくかということに関して、委員方の御理解を深めるという形で、少し説明をやってください。

削減目標のパーセンテージというのは、参考とはいえ、一人歩きしていくこともありますから、こちらに対しての後のことに関するいろいろな見通しなり何なりを含めて、説明していただくようにしたいと思います。

いかがですか。

それでは、各府省におかれましては、利活用の推進や統計の品質確保の観点というのは、我々にとっては至上命令ですので、政府全体で統計に関する官民コストを3年で2割削減するという目標に向けて、策定した削減計画に掲げた取組を着実に実施していただくようお願いしたいと思います。統計委員会としても、引き続きフォローアップしていくこといたします。

本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は7月20日金曜日の午後に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第123回統計委員会を終了いたします。どうも、今日はありがとうございました。